



平成28年10月28日

内閣府（防災担当）

「平成二十八年熊本地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令」について

平成28年熊本地震による激甚災害に適用している中小企業信用保険法の災害関係保証の特例期間を1年間延長する政令が10月25日（火）に閣議決定され、本日（10月28日（金））公布・施行されました。

I 政令の概要

平成28年熊本地震により被害を受けた熊本県内の中小企業に関する特別の助成として講じている中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第12条）について、被災中小企業者等の復旧のための資金需要が引き続き見込まれることから、適用期間を1年間延長し、平成29年10月31日までとします。

○ 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例の概要

被災中小企業者等に対し、中小企業信用保険の保険限度額の別枠化、てん補率の引上げ及び保険料率の引下げを行います。

※「平成二十八年熊本地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」（平成28年4月25日閣議決定）において、特例期間を平成28年10月31日までとしているものを改正し、延長するもの。

II スケジュール

10月25日（火） 閣議決定

10月28日（金） 公布・施行

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（事業推進担当）付 後藤、玉田、阿部

03-5253-2111（代表、内線 51382・51383） 03-3593-2847（直通）

政令第三百三十九号

平成二十八年熊本地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、激甚災害^{じん}に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第十二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

平成二十八年熊本地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十八年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「平成二十八年十月三十一日」を「平成二十九年十月三十一日」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

平成二十八年熊本地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令案新旧対照条文

○平成二十八年熊本地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十八年政令第二百七号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（法第十二条第一項の政令で定める日の特例） 第二条 前条の激甚災害についての法第十二条第一項の政令で定める日は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号。以下「令」という。）第二十四条の規定にかかわらず、平成二十九年十月三十一日とする。	（法第十二条第一項の政令で定める日の特例） 第二条 前条の激甚災害についての法第十二条第一項の政令で定める日は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号。以下「令」という。）第二十四条の規定にかかわらず、平成二十八年十月三十一日とする。